

兵高教組

調査情報

2013年5月7日 7号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

地方公務員賃金引き下げ問題

県教育委員会から交渉の申し入れ

5月2日に「国からの要請に基づく給与の減額について」という文章をもって、教職員課長から正式に交渉の申し入れがありました。申し入れ文書とその際の確認事項は下記の通りです。いよいよ具体的な交渉が始まります。力を合わせて攻撃をはね返しましょう。

「国からの要請に基づく給与の減額について」 (県教委申し入れ文章)

平成25年1月28日付け総務大臣通知により、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請を受けた。本県においては、現在、職員の協力を得て、第2次行革プランに基づく給与の減額措置を行っているところであるが、今回の国からの要請に基づき、給与減額に係る交渉を申し入れる。

【国からの給与減額要請の内容】

給与 国カット後のラスパイレス指数を100まで引き下げること

手当 期末・勤勉手当

国に準じた一律 9.77%の減額が基本管理職手当

国に準じて一律 10%の減額が基本給料に連動する手当

国に準じて、算定基礎である給料の減額の影響を反映

実施時期

遅くとも平成25年7月から実施すること

(期末・勤勉手当は12月期分のみが減額要請の対象)

【高教組の要請書に対する県教委の回答】

1. 新たな給与削減は行わないこと

国の要請には問題があると県も認識している。

国の言っている通りでは苦しい。

全国の動向も考慮して現在慎重に検討している。

具体的な提案については、苦慮している。

2. 労使間の交渉・協議と合意を前提とすべき
労使間の合意が基本であり重視している。

3. 職員の給与に必要な財源確保は、当局の責任である
財源確保に努力していく。

4. 給与削減は地域経済の活性化の妨げとなる
地域経済の活性化については、人事委員会の勧告を踏まえて考えていく。

【申し入れの際に確認した事項】

1. 国の給与削減要請自体に問題があるのではないか
今回の国の要請については問題があるので、県としても国に意見を伝えたい。知事も表明していることである。

2. 交渉日程について
7月に実施となると、6月県議会に提出することになる。交渉のリミットは、5月末になる。
交渉日程については調整しているが、3回程度になるだろう。

新たな賃金削減を行わない事を求める署名

新たな賃金削減を行わないことを求める
全教職員署名にご協力を!